

日本国国土交通省観光庁と
ブラジル連邦共和国観光省との間の
観光分野における協力に関する覚書

日本国国土交通省観光庁とブラジル連邦共和国観光省は、以下総じて「両当事者」、また単独では「当事者」といい、両当事者は、
両国間の友好・協力関係を推進し強化することを希望し、
経済発展と両国民間の相互理解の要因として、観光の重要性を確信し、
観光分野における協力だけでなく、両国の観光当局間の関係を構築し発展させる必要性を鑑みて、
次のとおり合意した。

第1条

目的

両当事者は、双方の国内法令に従い、両国の相互利益のため、観光分野における中長期的な協力に向けて好ましい状況を確立する。

第2条

協力の形式

1. 両当事者は、両国の相互利益のため、それぞれの国家予算の枠内で、各々施行中の国内法及び国際法に従い、観光産業の持続可能な振興と発展に向けた取り組みにおいて連携する。
2. 両当事者は、互いの文化、生活様式や歴史に関する知識を高めることを念頭に、両国間での観光関係の構築と発展のために特別な配慮を行うとともに、それぞれの国民に対し互いの国を訪問するよう奨励する。
3. 両当事者は、双方の国内法令に従い、人間の尊厳を守るために社会的責任のある観光を振興する。
4. 両当事者は、
 - (a) 世界観光機関(UNWTO)及びその他関連する多国間フォーラムの活動に関して共通したアプローチを進める。
 - (b) 世界観光倫理憲章の実施にあたり、特に観光における性的搾取からの青少年の保護において、協力し合う。

第3条

情報交換

1. 両当事者は、双方の国内法令に従って、観光情報や出版物、映画及び展示物の相互交換を推進する。
2. 両当事者は、双方の専門家や有識者による情報及び専門知識の交換を奨励する。

第4条 観光事業に関する研修及び技術支援

両当事者は、適切な場合に、観光事業に関する研修、観光専門家の交流やその他の形式での技術支援により協力する。

第5条 非拘束性

本覚書によって、両当事者間での財源移譲に関する義務やその他両当事者の法的な義務は一切生じないものとする。

第6条 改正

本覚書は、外交上の経路を通じた通知書のやり取りにより両当事者の相互の合意をもっていつでも改正できる。

第7条 期間及び解除

1. 本覚書は、両当事者がこれに署名した日付をもって効力を生じ、5年間有効であり続け、5年の期間の満了をもって次の期間について自動的に更新される。
2. 本覚書は、いずれかの当事者が外交上の経路を通じて、他方の当事者にこれを途中解除する意思がある旨を、少なくとも6か月前までに書面により通知を行うことによって途中解除できる。
3. 本覚書の途中解除は、両当事者で別途合意がない限り、解除時にまだ果たされていない約定があればその完遂を妨げるものではない。

第8条 解決及び紛争

本覚書の解釈や実施から生じる紛争については、外交上の経路を通じて、両当事者間の協議と交渉により円満に解決する。

すべて等しく真正な本文であるポルトガル語、日本語及び英語で原本2通を作成し、
2018年1月22日東京において署名。解釈の相違があれば、英語版が優先する。

Apichiko Tamura
日本国国土交通省観光庁を代表して

Any Bezerra
ブラジル連邦共和国観光省を代表して